

令和 8 年
第 6 回山ノ内町定例農業委員会
議 事 録

令和 8 年 6 月 2 5 日
山ノ内町農業委員会

令和 8 年 第 6 回山ノ内町農業委員会総会議事録						
1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和 8 年 6 月 5 日					
3. 開催通知の期日	令和 8 年 6 月 5 日					
4. 招集期日	令和 8 年 6 月 2 5 日					
5. 招集場所	山ノ内町文化センター 3 階 ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 佐藤次雄					
7. 開催時刻	午後 4 時 0 0 分					
8. 議長氏名	佐藤次雄					
9. 委員出欠席	議席	氏 名		議席	氏 名	
	1	小坂勇二	出	1 2	渡辺輝子	出
	2	富澤博文	出	1 3	小池俊治	出
	3	関 正秀	出	1 4	小古井英雄	出
	4	湯本幸作	出	1 5	白鳥金次	出
	5	佐藤和彦	出	1 6	湯本 浩	出
	6	藤浦忠広	出	1 7	小林 貴	出
	7	山口 剛	欠	1 8	望月美和子	出
	8	齊藤蝶次郎	欠	1 9	山本和幸	出
	9	下田健志	出	2 0	福井敏彦	出
	1 0	月岡徳一	出	2 1	佐藤次雄	出
	1 1	栗林和仁	出			
1 0. 事務局出欠席	事務局長		金井哲也			出
	係 長		坂口俊明			出
	書 記		畔上 凌			出
	書 記		市川 凌			出
	書 記		荒井颯太			出
	書 記		濱田 茜			出

1 1. 報告事項

- 報告第 1 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 1 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

1 2. 提出議案

- 議案第 1 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 1 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 1 8 号 農用地利用集積計画（案）の意見聴取について

1 3. その他

農地利用状況調査（農地パトロール）について
令和8年度北信州農村女性のつどいの開催について
農業委員等の政治活動及び選挙運動の制限について
令和8年度農業者年金活動計画について
新規就農者の紹介について

<開会>

会長代理 ただいまから令和8年第6回山ノ内町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の欠席ですが、山口委員と齊藤委員より欠席の連絡をいただいております。
それでは、招集者挨拶として、佐藤会長から挨拶をお願いいたします。

<招集者挨拶>

議 長 皆さん、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
私は今月の18日に松本で行われた長野県農業会議に参加してまいりました。そこで最初に言われたのは情報事業の推進についてということで農業新聞の購読のお願いでございました。まだ購読されてない方は申込み用紙がありますので、ぜひ申し出ていただきたいと思います。
それから、この会議に引き続きまして、長野の農業委員会での報告、事後報告と申しますか、活動報告というのがありまして、未来へつなぐ農地バンクということで、貸し出したい人と借りたい人をネットに出して、それで大勢見てもらって、不耕作農地を少なくしようというような取組でした。ただ、結果を聞きますと、同じように上げたのは1件とか2件とか、そのようなところで、今後進むのかなと思っておりました。
これから梅雨ということで、いろいろと農作業等大変かと思いますが、暑いときもあろうかと思います。熱中症等気をつけて頑張っていただきたいと思います。
今日もいろいろ議事がいろいろありますので、議事進行、ご協力をよろしくお願いいたします。

会長代理 佐藤会長、ありがとうございました。
それでは、議事の進行を佐藤会長、よろしくお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、最初に4番の議事録署名委員の選任を行います。
今回は、
15番 白鳥金次 委員
17番 小林 貴 委員
です。よろしくお願いいたします。

<議事>

議 長 それでは、5番の議事に入ります。
(1) 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1 ページをご覧ください。

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は2件です。

1 件目、農地所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字平
 穂字〇〇〇〇〇〇〇〇〇 1 筆、現況地目、畑、現況面積 1 8 1 平米、農地のあっせん
 希望があります。

12ページをご覧ください。

場所については〇〇〇〇から西に400メートルほどの農地2筆です。

1 ページに戻ってください。

2 件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇他 1 7 筆、現況地目、畑、現況面積 2 万 1, 7 2 9 平米、農地のあっせん希望はありません。

以上、報告します。

議長　ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、次に進みます。

(2) 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月1件です。

所在地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇他１筆、現況地目、ともに畑、面積は合計で１，４１４平米、通知人、賃貸人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労力不足のためとなっております。

以上、報告いたします。

議長　ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、先に進みます。

(3) 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月5件です。

1件目、申請人、渡人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積4,594平米、耕作面積ゼロ、家族総数3、稼働人員2、受人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積4,594平米、家族総数3、稼働人員2、申請地は、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇他4筆、現況地目、畑と田、合計面積4,594平米、契約内容は売買で、価格は全体で28万6,500円となります。

理由ですけれども、渡人につきましては高齢のため、受人につきましては野菜の作付で経営規模の拡大となっております。

位置図と公図を13ページから19ページに載せております。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇から北西に約２００メートルに位置する農地１筆、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇周辺３筆、〇〇〇〇から南に約１００メートルに位置する農地１筆の合計５筆となります。

続いて、2件目、申請人、渡人は、〇〇〇の〇〇〇、〇〇〇の〇〇〇、所有面積1, 838平米、耕作面積ゼロ、家族総数ともに1、稼働人員ともにゼロ、受人は、〇〇の〇〇〇〇、所有面積1, 312平米、耕作面積3, 150平米、家族総数4、稼働人員1、申請地は、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇他1筆、現況地目、ともに田、合計面積1, 838平米、契約内容は売買で、価格は全体で12万円となります。

理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため、受人につきましては借り受けている農地を買い受けて水稻の作付となっております。

位置図を20ページ、公図を21ページに載せております。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南西に約450メートルに位置する農地2筆となります。

3件目、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに334平米、家族総数2、稼働人員ゼロ、受人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに673平米、家族総数2、稼働人員1、申請地は、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積334平米、契約内容は売買で、価格は全体で20万円となります。

理由ですけれども、渡人につきましては高齢のため、受人につきましては農地を購入して、野菜の栽培をしたいとなっております。

位置図を22ページ、公図を23ページに載せております。

場所につきましては〇〇〇〇〇〇〇〇から南西に約150メートルに位置する農地となります。

続いて、資料4ページをお願いいたします。

4件目、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積4万7, 128平米、耕作面積1万9, 019平米、家族総数1、稼働人員1、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積6, 985平米、耕作面積6, 133平米、家族総数2、稼働人員2、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積は191平米、契約内容は売買で、価格は全体で10万円となります。

理由ですけれども、渡人につきましては高齢のため、受人につきましては野菜の作付で経営規模の拡大となっております。

位置図を24ページ、公図を25ページに載せております。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇から南西に約200メートルに位置する農地となります。

5件目、申請人、貸人は、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1, 665平米、家族総数1、稼働人員ゼロ、借人は、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに2万8, 531平米、家族総数3、稼働人員1、申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積は1, 400平米、契約内容は賃貸借で、賃料は全体で7, 000円となります。

理由ですけれども、貸人につきましては高齢のため、借人につきましては野菜の作付で経営規模の拡大となっております。

位置図を26ページ、公図を27ページに載せております。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇から南西に約440メートルに位置する農地となります。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、1番の案件、私から補足説明させていただきます。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは〇〇でございまして、今まで〇〇〇〇という〇〇をやっておられました。〇さんは〇〇さんが亡くなったことで相続されたのですが、実

質、仕事は〇〇の〇〇〇〇さんがずっとやっておられたということで、家族間の売買ということで何ら今までと変わりございません。問題ないと思います。

調べたところ、去年農地パトロールをやったときに遊休農地区分の黄色にしてあることがありました。この間電話がありまして、今度はしっかりやるという言葉いただきましたので、ぜひやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまの3ページの1番の件、この件につきまして、質問のある方は挙手願います。(なし)

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

それでは、2番の案件につきまして、湯本幸作委員より補足説明をお願いいたします。

湯本(幸)委員 〇〇〇〇さんですが、〇〇さんに2年くらい前から話があって、話合いがうまくいかなかったらしくて、ここでようやく双方の話合いの中で売買という形になりましたので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

2番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、採決に入ります。

賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

それでは、3番の案件につきまして、小古井委員より補足説明をお願いいたします。

小古井委員 受人の〇〇〇〇さんですけれども、〇〇土建の〇〇の方でして、土地を売買して事業を大きくするに当たって、今までやっていた畑のところを重機の置場にして、なくなった分の畑を確保したいということでこういう話になったそうです。問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。

この3番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、採決に入ります。

賛成の方、挙手願います。(挙手多数)

ありがとうございます。賛成多数で可決いたします。

それでは、4番の案件につきまして、月岡委員より補足説明をお願いいたします。

月岡委員 〇〇〇〇さんですが、屋敷に隣接している畑が〇〇〇〇さんのお宅の農地ということで、現在柿の木が植えてある状態です。それを切って、野菜畑にしたいということで売買という契約になりました。何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

4番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、採決に入ります。

賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

5 番の案件につきまして、小池委員より補足説明をお願いいたします。

小池委員 ○○○○さんは高齢のため畑を全然やってないということですが、○○○○さんがネギをつくりまして、また規模拡大したいということで周りも草を刈ってきれいにしております。またネギを植えたりしておりますので大丈夫と思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
5 番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
次に、進みます。

(4) 議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料 5 ページをお願いします。
議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、今月 1 件です。
所在地は、大字夜間瀬字○○○○○○○○、台帳地目、田、現況地目、畑、面積は 635 平米で、農地区分は 1 種農地に該当します。申請事由ですが、個人用住宅になります。申請人ですが、渡人は○○○、○○○○、受人は○○○○○の○○○○、契約内容は売買です。事由の詳細ですが、通勤時間の軽減及び生活利便性の向上を目的として自己用住宅を建築したいということです。
位置図を 28 ページ、その他資料として公図の写しを 29 ページ、平面図を 30 ページにつけております。
○○○○○から北西に約 110 メートルの距離に位置する農地になります。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、補足説明を小坂委員、お願いいたします。

小坂委員 渡人の○○さんですが、現在○○○に住んでいます。○○の家と農地を売却したいということで○○○○○○○○に売りに出されています。そこで今回受人となる○○さんですが、この方はどういう方か分からないのですが、○○○○○に住んでいる方で、現在、夫婦で通勤している先が○○○と○○○の○○地区ということで、通勤に時間を要しているということでこの場所に決めたそうです。この場所は、○○○○○から若干奥に入った場所になるのですが、周りは芋畑で、また住宅も 5 軒ほどあって、ちょうどその関係もあるのですが、園地も気を使って消毒もしていますので大丈夫だと思います。また、○○の住民も増えるということですので、ぜひよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
この 1 番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
それでは、次に進みます。

(5) 議案第18号 農用地利用集積計画(案)の意見聴取について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料6ページをお願いします。

議案第18号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、令和8年6月17日付で、農用地利用集積等促進計画案についての依頼がありましたので、ご協議をお願いいたします。

資料7ページをご覧ください。

今月は公社を通した売買が1件、貸借について新規設定が1件、再設定7件の合計9件です。

まず、売買の案件から申し上げます。

所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇、移転する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇他1筆、現況地目、いずれも畑、合計面積5,996平米、利用目的はブドウの作付になります。所有権の移転時期、対価の支払い期限、引き渡しの時期については記載のとおりです。対価は160万円となります。

続きまして、資料8ページをお願いいたします。

次に、貸借の案件となります。

1件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積2,728平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で2,000円の新規設定となります。

2件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇他2筆、現況地目、いずれも畑、合計面積3,113平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は全体で3万円の再設定となります。

3件目、設定を受ける者、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇他1筆、現況地目、いずれも田、合計面積1,587平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は全体で2,000円の再設定となります。

4件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇他2筆、いずれも畑、合計面積2,655平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

5件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積2,500平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

6件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇他2筆、現況地目、いずれも畑、合計面積1,953平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴと桃の作付を予定しています。賃料は全体で2万円の再設定となります。

7件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積3,342平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で4万5,000円の再設定となります。

8件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定

する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、田、面積 9 7 7 平米、利用権の種類は賃借権で、5 年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で 5, 0 0 0 円の再設定となります。
以上になります。

事務局 ありがとうございます。
それでは、7 ページ、1 番の案件ですね、月岡委員、補足説明をお願いいたします。

月岡委員 〇〇〇〇さんですが、畑 2 枚になります。それから、〇〇〇〇さんは〇〇の方で、〇〇〇さんとは〇〇ということになります。以前から〇〇さんはこの畑でブドウを栽培していらっしゃる、〇〇さんは山のほうの畑はできるだけ整理していきたいということで、今までやっていただいた〇〇さんに売買するということになりました。今まできれいに管理されてきましたので、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
この件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
よろしいでしょうか。
それでは、ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、8 ページ、1 番の案件に入りますが、関係者、ご家族の方いらっしゃいます。渡辺委員、退席していただきました。
それでは、8 ページ、1 番、補足説明を月岡委員、お願いいたします。

月岡委員 〇〇〇〇さんのブドウ畑で、〇〇さんは規模縮小ということで、現在隣で栽培いたします〇〇〇〇さんが引き継いで管理していただけるということで、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
8 ページ、1 番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。

小古井委員 1 番の件ですけれども、一番最後に支払い方法等というのが、1 年の金額ということで、全体は幾らになるのでしょうか。1 年なんですか。

事務局 全体と書かせてもらっているのが 1 年の金額で、1 0 アール当たりと書いてあるものも 1 年なんですけれども、人によっては 1 0 アール当たり、これは今回例えば 4 番の案件ですと 1 万円になっているんですけれども、それを全体に直すとすごい細かい数字になるので、分かりやすいほうを用いて記載させてもらっています。どちらにしても、年間の全体になります。

議 長 ほかに質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、渡辺委員、入ってもらいたいと思います。
それでは、2 番の案件につきまして、月岡委員、引き続きお願いいたします。

月岡委員 ○○○○さんですが、5年の賃借ということで、現在桃を栽培しておられまして、管理もきれいにされておりますので、これからも大丈夫だと思います。問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、この2番の案件につきまして、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
3番の案件につきまして、望月委員より補足説明をお願いいたします。

望月委員 ○○○○○さんは○○○○○○○○に所属しておりまして、ずっとそばを作っています。畑もちゃんと管理されていますし、再設定ですので間違いのないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、3番の案件につきまして、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、4番、5番、6番の案件につきまして、佐藤和彦委員より補足説明をお願いいたします。

佐藤(和)委員 4番の○○○○さんと5番の○○○さん、2件で、○○さんの畑を10年間借りてリンゴ栽培をされておられました。ここで契約が切れたのですが、新たにまた10年間借りたいということで申請が出ております。特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。
それから、6番の○○さんですが、○○の○○さんの畑、これも10年間借りておられましたが、契約が切れたということで再設定です。しっかりと管理をされておられますので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
補足説明を4、5、6と一緒にやっていただきました。採決は一つずつやっていきたいと思います。
4番の案件につきまして、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
5番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
6番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

7 番の案件について、湯本浩委員より補足説明をお願いいたします。

湯本（浩）委員 ○○○○さんは敷地の中でリンゴをつくりたいということで、しっかり管理されていますので、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。

7 番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。（なし）

ないようですので、採決に入ります。

賛成の方、挙手願います。（全員挙手）

ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。

8 番の案件につきましては、ご本人さんがいらっしゃいますので、一旦退席をお願いいたします。

ご本人、退席されました。

小坂委員より補足説明をお願いいたします。

小坂委員 ○○さんですが、○○さんから畑を借りてリンゴを栽培しています。この畑を見てきたのですが、リンゴの木、まだ若くて、まだ育てている状態ですが、きちんと管理されておられましたので問題ないと思いますので、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

8 番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。（なし）

ないようですので、採決に入ります。

賛成の方、挙手願います。（全員挙手）

ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。

議事については以上をもちまして終了とさせていただきます。ご協力、ありがとうございました。

〈その他〉 農地利用状況調査（農地パトロール）について
令和 8 年度北信州農村女性のつどいの開催について
農業委員等の政治活動及び選挙運動の制限について
令和 8 年度農業者年金活動計画について
新規就農者の紹介について

会長代理 それでは、以上をもちまして第 6 回定例総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 5 時 0 0 分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
